

川崎市公募公債の個別条件交渉方式への移行について

11月の5年債の起債から、発行条件を本市が独自に決定する「個別条件交渉方式」に移行し、市場動向を注視しつつ、川崎市債のブランド力、存在感等を一層高めていきます。

本市では、基幹的地方債である5年債及び10年債の利率など発行条件の決定を総務省に委任し、他の地方債発行団体と統一条件での市場公募債を発行してきましたが、本年5月債から総務省委任方式が廃止され、統一条件参加団体が自らの責任で発行条件を決定することとなり、さらに、この8月に総務省より9月債以降の統一条件交渉方式の廃止に向けた自主的な対応が求められていました。

このことから、本市においても条件交渉方式の対応方法について検討を進めてきた結果、正式に「個別条件交渉方式」へ移行することを決定いたしました。

川崎市債の発行条件(利回り)は、条件決定日当日の指標となる国債の流通利回りに、市場金利動向、川崎市債の流通実勢、需要動向等を考慮して内定した対国債利回り差(スプレッド)を上乗せし、決定いたします。また、販売は、従前の川崎市市場公募債引受シンジケート団を通じて行います。

本市の統一条件交渉方式による平成18年度実績と計画

実 績	5年債	5月(100億円)
	10年債	6月(100億円)
計 画	5年債	11月(100億円)、1月(150億円)
	10年債	無し